## 社会福祉法人西海市社会福祉協議会職員の懲戒処分の手続等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、西海市社会福祉協議会(以下「本会」という。) に勤務するすべての職員の懲戒処分についての手続等を定め、もって懲戒処分の公正を確保することを目的とする。

(懲戒処分の申請)

第2条 職員が就業規則の懲戒事由・懲戒解雇事由に該当した場合には、所属長は速やかに事務局長経由で会長に報告し、懲戒処分の申請を行うものとする。

(懲戒処分の決定)

- 第3条 会長は、就業規則の懲戒事由・懲戒解雇事由に該当すると判断した場合は、 当該職員に対し懲戒処分を行うものとする。
- 2 懲戒処分は、事故の原因及び結果等を総合判断して決定する。
- 3 会長は、懲戒処分の種類及び程度を決定するに当たり、別表に掲げる懲戒処分の 標準的な事例を参考にして適正に判断するものとする。
- 4 厳重注意及び注意の処分は、懲戒処分に至らない程度の行為に対し、文書又は口頭をもって行う。
- 5 一の行為が二以上の懲戒事項に該当する場合は、その重きによる。
- 6 二以上の行為がそれぞれ懲戒事項に該当する場合は、併合して処分する。
- 7 事故の情状が酌量すべきものである場合は、その事故の程度によって、その処分 を軽減又は免除することができる。
- 8 次の各号の一に該当する場合は、その処分を加重する。
  - (1) 過去3年以内に懲戒処分を受けているとき
  - (2) 第5項の規定により併合処分を行うとき
  - (3) 職務上の立場を利用したとき
  - (4) 発生した事故を隠ぺいしたとき
  - (5) 事故が著しく悪性なとき、又はその結果が重大なとき (懲戒処分の手続)
- 第4条 会長は、懲戒処分の申請があった場合には、速やかに次条に規定する懲戒処分審査会に諮問しなければならない。

(懲戒処分審査会)

- 第5条 職員の懲戒処分を公正に行うため、懲戒処分審査会(以下「審査会」という。) を置く。
- 2 審査会は、会長の諮問に応じ懲戒処分の対象となるべき事由の存否等について調査し、別表に掲げる懲戒処分の標準的な事例を参考にして処分の可否及び程度について審査を行うものとする。

(審査会の組織)

第6条 審査会は、委員長及び委員若干名で組織する。

- 2 委員長は、副会長をもって充てる。
- 3 委員は、会長が理事及び職員のうちから任命する。 (委員長)
- 第7条 委員長は、委員会の事務を総理し、会議の議長となり、会議を掌理する。
- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第8条 審査会は、委員長が招集する。
- 2 審査会は、委員長を含め委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己若しくは配偶者又は4親等内の親族に関する審査については、その 議事に参与することができない。
- 5 審査会は非公開とする。

(関係者からの意見の聴取)

第9条 審査会は、必要があると認めたときは、懲戒処分の審査の対象となっている 職員及び関係者から意見若しくは説明を聴き、又は審査に必要な資料の提出を求め ることができる。

(委員の服務)

第 10 条 審査会の委員は、審査に関する秘密を漏らしてはならない、その職を退い た後も、また、同様とする。

(報告)

第11条 委員長は、審査会において決定した事項及び会議のてん末について、文書 により速やかに会長に答申しなければならない。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、会長の委任を受け、総務課において処理する。 (委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成 21 年 10 月 26 日に改正し、施行する。 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 21 日から施行する。